

北原小学校保護者会「さざんかの会」規約

(名称)

第1条 本会は、「さざんかの会」(以下、本会)と称する。

(所在地)

第2条 この団体を次の所在地に置く。埼玉県和光市新倉1-5-27 和光市立北原小学校内

(目的)

第3条 本会は、学校と保護者の連携を密にし、学校運営に協力することにより、児童の健全な成長を支援することを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、北原小学校児童の保護者をもって組織する。

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 学校行事への協力
- (2) 学校のよりよい環境づくり・児童の安全に関する支援
- (3) 夏まつり、さくらまつりへの協力
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

(役員)

第6条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 副会長
- (4) 会計
- (5) 書記
- (6) 運営委員

2 役員の仕事については別紙に定める。

(役員を選出)

第7条 本会の役員は、各クラスから2名選出する。

- 2 役員への就任は1家庭につき1回とする(但し、再任は妨げない)。
- 3 任期は1年間とする。

(役員会)

第8条 役員会は、第6条に規定する役員をもって組織し、本会の運営その他必要事項を協議する。

(会費)

第9条 本会を運営するため、会費徴収日において在籍する児童一人あたり年間500円の会費を徴収する。途中転入転出については次のとおりとする。

- (1) 会費徴収日以降8月31日までに転出の予定がある場合は会費を徴収しない。
- (2) 会費徴収日以降の転入者については、翌年度から徴収する。
- (3) 年度途中で転出した場合、その年度の会費は返金しない。

(会計年度・監査)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 会計役員は、本会の会計について監査し、会計報告することとする。

(規約の改正)

第11条 この規約は会員の2分の1以上の賛成がなければ改正することができない。

(設立年月日)

第12条 本会の設立年月日は平成18年4月11日とする。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和2年4月 1日から施行する。

令和4年4月27日一部改正

令和5年4月 1日一部改正

令和5年9月 6日一部改正